



2024年7月17日

一般社団法人日本芸能マネージメント事業者協会

近年、急速に発展している生成AI技術は、様々な分野への導入もまた急速に進んでいます。そうした中、インターネット等で実演家の肖像が無断利用される事例も見られるようになりました。本来、人々に恩恵を与えるべき技術によって、実演家が不利益を被る事態は避けたく思いますので、『生成AIへの利用に関する、マネ協の見解』を公表する事にいたしました。

尚、今年5月にEUでAI規制法が成立するなど、諸外国でも生成AIへの対応が進んでいます。当協会としては、日本においても、法整備が進んでいく事を望んでおりますので、今回公表するものは、現行法の解釈を顧問弁護士に確認し作成した「現時点での見解」となります。

<生成AIへの利用に関する、マネ協の見解>

●生成AIへの利用は、「許諾(生成AIへの利用許諾である事が明記された契約書)」と「生成AI利用への適正な対価の支払い」が必要です。

●実演家(※1)の容姿や声などを学習した生成AIを、許諾を得ずに無断で利用すること(生成AIの公開やAI生成物の公開など)は、「パブリシティ権(※2)の侵害」にあたる行為です。

また、本人に似せただけで本人から学習させていない生成AIであっても、実演家の芸名を使用するなど顧客吸引力を利用している場合は、パブリシティ権の侵害にあたる可能性があります。

尚、問題は行為そのものであり、実行者が企業か個人かという事は関係ありません。つきましては、「許可なく、実演家を生成AIに利用しない」よう、お願いいたします。

※1

『実演家』とは、俳優・舞踏家・演奏家・歌手・落語家・曲芸師など「実演をする者」の事であり、様々なパフォーマンスをする者です。プロ・アマを問わず、実演をする者は実演家です。当協会会員社で多いのは、映像や演劇の俳優、アニメや吹替の声優、モデル、タレントなど。

※2

『パブリシティ権』は、肖像権の一つ。全ての人に認められている「プライバシー権」とは別に著名人に認められている「著名人が持つ顧客吸引力」による経済的な価値を保護する権利。対象は「著名人の肖像(顔や身体の写真や絵)、氏名、サイン、声、芸名など」と広範囲です。法律に明文化されたものではなく、判例によって認められたものである為、その適用範囲は、判例により明確になっているもののほか、判例から推定されるものになります。